

北陸大学動物実験委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、北陸大学動物実験規程（以下「動物実験規程」という。）第5条に基づき設置する北陸大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項について定める。

(業 務)

第2条 委員会は、学長の諮問機関として次に掲げる事項について審議し、学長にその結果を報告するものとする。

- (1) 動物実験計画が指針等及び動物実験規程に対する適合性の審査に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(構 成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- (1) 管理者が動物実験等に関して優れた識見を有すると認めた者 2人
- (2) 管理者が実験動物に関して優れた識見を有すると認めた者 2人
- (3) 管理者がその他学識経験を有すると認めた者 1人
- (4) 薬学キャンパス実験動物管理者(薬学キャンパス動物施設主任) 1人
- (5) 太陽が丘キャンパス実験動物管理者 (太陽が丘キャンパス動物施設主任) 1人
- (6) 学長が必要と認めた教員 若干名
- (7) 学長が事務局長の意見を聴き必要と認めた職員 若干名

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が構成員から指名する。

- 2 委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長が指名し委員会の了承を得るものとする。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 5 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(事 務)

第6条 委員会に関する事務は、実験動物管理者（動物施設主任）が行い、総務課が補佐する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定 2018(平成30)年5月29日 第272回理事会 2018年6月4日理事長決定)

この規程は、2018年5月29日から施行し、2018年4月1日から適用する。

附 則 (改正 2020(令和2)年4月28日 第4回薬学部教授会、2020年6月22日 第2回全学教授会 2020年6月29日学長決定)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (改正 2022(令和4)年11月24日 第11回薬学部教授会 2022年12月22日第7回全学教授会 2023年2月15日学長決定)

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則 （改正 2025(令和7)年3月5日 第9回全学教授会 2025年3月19日学長決定）

この規程は、2025年4月1日から施行する。